議案第 10 号

岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例の一部改正

岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例（平成 17 年岡山県市町村総合事務組合条例第 1 号）の一部改正について，別紙のとおり提出する。

平成 28 年 3 月 29 日提出

岡山県市町村総合事務組合
管理者　河　島　建　一

［提案理由］

非常勤の職員等及び非常勤消防団員等に係る傷病補償年金及び休業補償等について，地方公務員災害補償法施行令（昭和 42 年政令第 274 号）及び非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和 31 年政令第 335 号）の一部改正に伴い，所要の改正を行う必要がある。

また，福利厚生に関する事務の見直しを行う等，所要の改正を行う必要がある。

これが，この議案を提出する理由である。

岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例の一部を改正する条例

岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例（平成17年岡山県市町村総合事務組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

第54条第1項の表右欄及び同条2項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

第93条第1項中「（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による医療を受けることができる者を除く。）」を削る。

第141条第2項の表(1)の項右欄中「0.86」を「0.88」に改め，同表(2)の項右欄中「0.91（第1級又は第2級」を「0.92（第1級」に，「0.90」を「0.91」に改め，同条第5項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

第152条（見出しを含む。）中「異議申立」を「審査請求」に改める。

第176条中第2号を削り，第3号を第2号とする。

附　則

1　この条例は，平成28年4月1日から施行する。

2　改正後の岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例第54条並びに第141条第2項及び第5項の規定は，この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し，同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については，なお従前の例による。

3　改正前の岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例（以下「旧条例」という。）第176条第2号に規定する福利厚生の増進に関する事務に係る負担金及び拠出金の清算については，改正後の規定にかかわらず，なお従前の例による。ただし，岡山県市町村総合事務組合運営に関する条例の一部を改正する条例（平成19年岡山県市町村総合事務組合条例第1号）附則第2項に規定する平成19年7月1日前の勤続期間に係る脱退還付金については，旧条例第176条第2号に規定する当該組合市町村の組合員に対して組合が給付した額に含まれるものとする。

岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例の一部改正新旧対照表

新

（他の法令による給付との調整）

第54条　年金たる補償の額は，当該補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には，この章の規定にかかわらず，この章の規定（前条を除く。）による年金たる補償の年額に，同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には，当該残額）とし，これらの額に50円未満の端数があるときは，これを切り捨て，50円以上100円未満の端数があるときは，これを100円に切り上げるものとする。

傷病補償年金	略	略
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.88
	略	略
	略	略
	略	略
	略	略
略	略	略
略	略	略

2　休業補償の額は，同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には，この章の規定にかかわらず，この章の規定による休業補償の額に，同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの章の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には，当該残額）とする。

旧

（他の法令による給付との調整）

第54条　年金たる補償の額は，当該補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には，この章の規定にかかわらず，この章の規定（前条を除く。）による年金たる補償の年額に，同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には，当該残額）とし，これらの額に50円未満の端数があるときは，これを切り捨て，50円以上100円未満の端数があるときは，これを100円に切り上げるものとする。

傷病補償年金	略	略
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
	略	略
	略	略
	略	略
	略	略
略	略	略
略	略	略

2　休業補償の額は，同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には，この章の規定にかかわらず，この章の規定による休業補償の額に，同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの章の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には，当該残額）とする。

略	略
障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.88
略	略
略	略
略	略
略	略

（医療補助金及び家族医療補助金の給付）

第93条　組合員又は被扶養者＿＿が疾病，負傷によって療養を受けたときは，医療補助金又は家族医療補助金を支給する。

２～４　略

（他の法律による給付との調整）

第141条　略

２　年金たる損害補償を受ける権利を有する者が，当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合（前項に規定する場合を除く。）には，当分の間，この章の規定にかかわらず，この章の規定（第145条を除く。）による年金たる損害補償の額に，同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には，当該残額）を支給し，その額に50円未満の端数があるときは，これを切り捨て，50円以上100円未満の端数があるときは，これを100円に切り上げる。

(1) 傷病補償年金（第143条	(1) 障害厚生年金等	0.88
	(2) 略	略

略	略
障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
略	略
略	略
略	略
略	略

（医療補助金及び家族医療補助金の給付）

第93条　組合員又は被扶養者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による医療を受けることができる者を除く。）が疾病，負傷によって療養を受けたときは，医療補助金又は家族医療補助金を支給する。

２～４　略

（他の法律による給付との調整）

第141条　略

２　年金たる損害補償を受ける権利を有する者が，当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合（前項に規定する場合を除く。）には，当分の間，この章の規定にかかわらず，この章の規定（第145条を除く。）による年金たる損害補償の額に，同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には，当該残額）を支給し，その額に50円未満の端数があるときは，これを切り捨て，50円以上100円未満の端数があるときは，これを100円に切り上げる。

(1) 傷病補償年金（第143条	(1) 障害厚生年金等	0.86
	(2) 略	略

に規定する公務上の災害に係るものを除く。）		
(2) 傷病補償年金（第143条に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	(1) 障害厚生年金等	0.92（第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあっては，0.91）
	(2) 略	略
(3)~(6) 略	略	略

3・4　略

5　休業補償を受ける権利を有する者が，同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には，当分の間，第124条の規定にかかわらず，同条の規定による休業補償の額に，同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額（当該法律による年金たる給付の数が二である場合であっては，その合計額）を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には，当該残額）を支給する。

略	略
障害厚生年金等（当該損害補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.88
略	略

に規定する公務上の災害に係るものを除く。）		
(2) 傷病補償年金（第143条に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	(1) 障害厚生年金等	0.91（第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあっては，0.90）
	(2) 略	略
(3)~(6) 略	略	略

3・4　略

5　休業補償を受ける権利を有する者が，同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には，当分の間，第124条の規定にかかわらず，同条の規定による休業補償の額に，同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額（当該法律による年金たる給付の数が二である場合であっては，その合計額）を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には，当該残額）を支給する。

略	略
障害厚生年金等（当該損害補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
略	略

6・7　略	6・7　略
（審査請求） 第152条　組合の行う非常勤消防団員等の死亡，負傷又は疾病が公務又は消防作業等に従事し，若しくは救急業務に協力し，又は応急措置の業務に従事したことによるものであるかどうかの認定，療養の方法，損害補償の金額の決定その他損害補償の実施について不服のある者は，管理者に対して，審査請求をすることができる。	（異議申立） 第152条　組合の行う非常勤消防団員等の死亡，負傷又は疾病が公務又は消防作業等に従事し，若しくは救急業務に協力し，又は応急措置の業務に従事したことによるものであるかどうかの認定，療養の方法，損害補償の金額の決定その他損害補償の実施について不服のある者は，管理者に対して，異議申立をすることができる。
（清算） 第176条　組合市町村が，組合から脱退する場合は次のとおり清算するものとする。 (1)　略 （削除） (2)　交通災害共済に係る共済掛金　当該市町村の共済加入者が納付した共済掛金の総額に100分の75を乗じて得た額に，当該市町村から預り金がある場合は，当該額に預り金を加算した額から当該市町村の加入者へ給付した共済見舞金の総額の差額を当該市町村が組合に納付し，又は組合が当該市町村に還付する。	（清算） 第176条　組合市町村が，組合から脱退する場合は次のとおり清算するものとする。 (1)　略 (2)　福利厚生の増進に関する事務に係る負担金及び拠出金　当該組合市町村が納付した負担金（第173条第1項第1号に規定する負担金のうち，給料月額の総額に1,000分の1を乗じて得た額は控除する。）及び当該組合市町村に属する組合員が納付した拠出金（第173条第1項第2号に規定する拠出金のうち，給料月額の1,000分の1を乗じて得た額は控除する。）の総額から当該組合市町村の組合員に対して組合が給付した額の差額を当該組合市町村が組合に納付し，又は組合が当該組合市町村に還付する。 (3)　交通災害共済に係る共済掛金　当該市町村の共済加入者が納付した共済掛金の総額に100分の75を乗じて得た額に，当該市町村から預り金がある場合は，当該額に預り金を加算した額から当該市町村の加入者へ給付した共済見舞金の総額の差額を当該市町村が組合に納付し，又は組合が当該市町村に還付する。